



養子にいった子に相続権はある？

私は子供の頃、**叔父夫婦の養子**になりました。

先日、**実の父親が亡くなり**、相続についての話し合いをしたのですが、兄から



お前は養子として他の家に行ったのだから
実の父親の遺産を相続する権利はない。



と言われました。

兄の言うとおりに、養子に出て行った私には、実の父親の相続権はないのでしょうか？

養子縁組には、一般的な養子縁組による「**普通養子**」と、

養子に種類!?

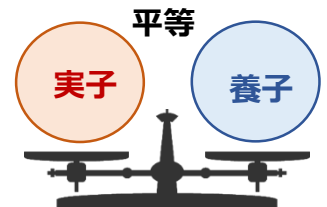
家庭裁判所の審判により実父母及び実方の血族との
親族関係を終了させて縁組を成立させる「**特別養子**」の2つがあります。

ご相談者様が一般的な「普通養子」であることを前提に、ご説明させていただきます。

『あなたは実の父親の相続権を持っています。
あなたは実方・養方と二重に相続することができます。』

養子縁組をすると、**養親と養子の間に法律上の親子関係**が生まれます。
これにより、養子は養親の相続権を持つこととなります。

「養親の実子」と「養子」とで、**相続分に差もありません。**



そして、養子縁組がなされても、養子と実親及び実方の親族との関係は一切影響を受けません。
養子とその実父母との間の親子関係が切れるわけではないです。

ですから、養子はその実父母に対しても、相続権をそのまま持ち続けているのです。

※ちなみに「**特別養子**」の場合、
実方との親族関係は終了しますので、実の父親が亡くなっても、相続権は発生しません。

相続についてのご相談はF&Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して
よかった点は？

東京都 いのうえ様

忌み以上に親切にしてもらいました。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

